

はじめに

長崎県看護協会在宅支援事業部は、平成6年に県下3番目の訪問看護ステーションとしての「訪問看護ステーション YOU」設置に始まり、現在は訪問看護ステーション4か所、ヘルパーステーション2か所、居宅介護支援事業所4か所（うち2か所は訪問看護ステーション併設）、地域包括支援センター1か所の事業規模になりました。

職員の研修については、各事業所においての所内研修や外部研修への派遣等を実施してはいましたが、事業部全体の研修体制はできておりませんでした。しかし、介護保険によるサービスが開始されてから10年を経過し、事業所加算の必要条件として職員研修の実施が挙げられるようになり、国・県からの指導項目にも職員研修の実施が評価されるようになりました。また、各事業所からも統一した指導内容が求められ、その必要性が増していました。

そこで、職員への研修計画・マニュアル作成を目標とし、各事業所の職員からなる研修委員会を設置し職員研修計画を作成いたしましたので、会員の皆様に報告いたします。

看護職の新人研修については国においても平成22年度に制度化され、重要な課題となっております。在宅看護関係の職員は、新人が調節採用されることはまれで、多様な経歴を持たれた方が職員となります。この研修計画により、職員が有する業務レベルをアセスメントし、職員のレベルに沿った研修をすることにより各人の業務の質向上と標準化ができ、事業所としての業務の質向上と効率的な運営を目指していきたいと考えております。

平成24年3月1日

長崎県看護協会在宅支援事業部

担当理事（副会長）

小川由美子